基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書

国が地方自治体の仕事を様々な基準で細かく縛る義務付け・枠付けの見直しや、都道府県から市町村への権限移譲を進めるための第1次・第2次一括法が、昨年の通常国会で成立しました。また、291項目にわたる第3次一括法案が本年3月9日に閣議決定され、同日国会へ提出されました。

一方、自主財源の乏しい地方自治体は、人件費の抑制、事務事業の抜本的な見直しによる歳出削減など徹底した行財政改革を進めてきていますが、財源の多くを国によって定められた行政水準の確保に費やさざるを得ないことにより、更に厳しい財政運営を強いられています。

また、地方自治体は、農林水産業の振興や地域経済の活性化、少子・高齢社会、高度情報化への対応、防災対策や各種社会資本整備など重要な課題に直面しており、これらの財政需要に対応し得る地方財政基盤の充実・強化が急務となっています。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革は、地域住民が自ら考え、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づく改革を目指すものであり、明治以来の中央集権体質からの脱却、国と地方が対等の立場で対話できる関係への根本的な転換を進めていくものでなければなりません。

よって、国におかれましては、基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を 図るため、下記の点について速やかに実施するよう強く要望いたします。

記

- 1 権限移譲に伴い必要となる財源措置を確実に講じること。
- 2 都道府県から基礎自治体への権限移譲においては、移譲の時期、具体的な財源措置な ど必要な事項について地方側に十分な情報提供を行うこと。
- 3 厳しい行財政環境や超高齢化の進行の中で、移譲される権限の内容によっては、人員 体制等も含め、各市町村単独での権限移譲に課題を抱える地域もあるものと予想される ことから、地域の実情に応じた効率的な権限移譲が行われるようにすること。
- 4 地方の自主性・裁量性を拡大し、地方の特性に応じて事務が行えるよう、今後の見直しに当たっては、国と地方の協議の場等において地方との十分な協議を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月26日

北海道江別市議会

提 出 先 内閣総理大臣 総務大臣